

參考資料

資料 1

協議会・理事会・専門部会の開催経過

開催年月日	会議名	議題等
平成 27 年 6 月 18 日	協議会（第 1 回）	(1) 会長の互選について (2) 副会長の互選について (3) 理事の指名について (4) 今後の進め方について
平成 27 年 6 月 18 日	理事会（第 1 回）	(1) 意向調査票について
平成 27 年 6 月 18 日 ～ 平成 27 年 6 月 30 日	議会改革に向けた検討項目に関する意向調査	・全議員対象 ・調査票による回答形式
平成 27 年 7 月 9 日	理事会（第 2 回）	(1) 検討項目の検討について
平成 27 年 7 月 21 日	理事会（第 3 回）	(1) 検討項目の採否について
平成 27 年 8 月 20 日	理事会（第 4 回）	(1) 検討項目の措置期間について (2) 専門部会の設置及び付託項目について
平成 27 年 8 月 28 日	理事会（第 5 回）	(1) 検討項目の措置期間 について (2) 専門部会の設置及び付託項目 について
平成 27 年 9 月 9 日	理事会（第 6 回）	(1) 検討項目及び検討時期の措置期間について (2) 専門部会の設置及び付託項目 について (3) 専門部会の委員の選出について
平成 27 年 9 月 10 日	協議会（第 2 回）	(1) 検討項目及び検討時期の措置期間について (2) 専門部会の設置について
平成 27 年 9 月 10 日	専門部会 （議運部会 第 1 回）	(1) 正副部会長の選任 (2) 今後の進め方について
平成 27 年 9 月 10 日	専門部会 （ICT部会 第 1 回）	(1) 正副部会長の選任について (2) 今後の進め方について
平成 27 年 9 月 17 日	理事会（第 7 回）	(1) 検討項目の措置期間A（27年10月までに答申）の2項目について

開催年月日	会議名	議題等
平成27年9月25日	専門部会 (議運部会 第2回)	(1) 議運部会に付託された検討項目について
平成27年9月25日	専門部会 (ICT部会 第2回)	(1) 先進地視察について (2) 今後の進め方について
平成27年10月5日	理事会(第8回)	(1) 検討項目の措置期間A(27年10月までに答申)の2項目について
平成27年10月5日	専門部会 (議運部会 第3回)	(1) 議運部会に付託された検討項目について
平成27年10月5日	専門部会 (ICT部会 第3回)	(1) タブレット端末の活用について (2) 先進地視察結果及び今後の進め方について
平成27年10月13日	専門部会 (議運部会 第4回)	(1) 議運部会に付託された検討項目について
平成27年10月15日	理事会(第9回)	(1) 検討項目の措置期間A(27年10月までに答申)の項目について
平成27年10月20日	理事会(第10回)	(1) 検討項目の措置期間A(27年10月までに答申)の項目について
平成27年11月16日	協議会(第3回)	(1) 理事会で検討した事項について (2) 議運部会に付託した事項について (3) ICT部会に付託した事項について
平成27年12月9日	理事会(第11回)	(1) 検討項目の措置期間B(28年2月までに答申)の9項目について
平成27年12月11日	専門部会 (議運部会 第5回)	(1) 議運部会に付託された検討項目について
平成27年12月15日	専門部会 (ICT部会 第4回)	(1) 先進地視察について
平成28年1月15日	理事会(第12回)	(1) 検討項目の措置期間B(28年2月までに答申)の4項目について
平成28年1月20日	専門部会 (議運部会 第6回)	(1) 議運部会に付託された検討項目の各会派意見集約結果について

開催年月日	会 議 名	議 題 等
平成 28 年 2 月 15 日	理事会（第 13 回）	(1) 検討項目の措置期間 B（28 年 2 月までに答申）について
平成 28 年 2 月 22 日	専門部会 （議運部会 第 7 回）	(1) 議運部会に付託された検討項目の各会派意見集約結果について
平成 28 年 2 月 26 日	理事会（第 14 回）	(1) 検討項目の措置期間 B（28 年 2 月までに答申）について
平成 28 年 3 月 11 日	理事会（第 15 回）	(1) 検討項目の措置期間 B（28 年 2 月までに答申）の項目について
平成 28 年 3 月 24 日 （文書会議）	理事会（第 16 回）	(1) 議場での飲水について
平成 28 年 3 月 24 日	協議会（第 4 回）	(1) 検討項目の措置期間 B（28 年 2 月までに答申）について
平成 28 年 5 月 16 日	専門部会 （議運部会 第 8 回）	(1) 予算審査特別委員会の分科会の廃止について
平成 28 年 5 月 20 日	理事会（第 17 回）	(1) 政治倫理に関する条例の改正について (2) 政治倫理審査会委員の選出方法について
平成 28 年 5 月 27 日	専門部会 （議運部会 第 9 回）	(1) 持ち帰りとなった検討項目の各会派意見集約結果について
平成 28 年 6 月 16 日	専門部会 （議運部会 第 10 回）	(1) 持ち帰りとなった検討項目の各会派意見集約結果について (2) 平成 28 年 10 月答申予定の検討項目について
平成 28 年 6 月 27 日	専門部会 （議運部会 第 11 回）	(1) 持ち帰りとなった検討項目の各会派意見集約結果について
平成 28 年 6 月 27 日	専門部会 （ICT部会 第 5 回）	(1) 議会の ICT 化に係る今後の進め方について
平成 28 年 7 月 4 日	専門部会 （ICT部会 第 6 回）	(1) 議会の ICT 化に係る今後の進め方について
平成 28 年 7 月 20 日	理事会（第 18 回）	(1) 議運部会の検討結果について (2) ICT部会の検討結果について

開催年月日	会 議 名	議 題 等
平成 28 年 7 月 20 日	専門部会 (議運部会 第 12 回)	(1) 自由討議の事例について (2) 自由討議の運用方法について
平成 28 年 8 月 22 日	理事会 (第 19 回)	(1) 議運部会に付託した自由討議について (2) 前回理事会のとりまとめについて (3) 政治倫理に関する条例の改正について
平成 28 年 8 月 31 日	協議会 (第 5 回)	(1) 議運部会に付託した自由討議について (2) 検討項目の結果について
平成 28 年 9 月 26 日	理事会 (第 20 回)	(1) 議場での飲水について (2) 足利市議会改革推進協議会専門部会設置要領の改正について
平成 28 年 9 月 26 日	協議会 (第 6 回)	(1) 議場での飲水について (2) 足利市議会改革推進協議会専門部会設置要領の改正について
平成 28 年 10 月 17 日	専門部会 (議運部会 第 13 回)	(1) 議運部会に付託された検討項目の各会派意見集約結果について
平成 28 年 11 月 22 日	専門部会 (議運部会 第 14 回)	(1) 議運部会に付託された検討項目の各会派意見集約結果について
平成 28 年 11 月 29 日	専門部会 (議運部会 第 15 回)	(1) 議運部会に付託された検討項目の各会派意見集約結果について
平成 28 年 12 月 13 日	専門部会 (議運部会 第 16 回)	(1) 議運部会に付託された検討項目の取りまとめについて
平成 28 年 12 月 13 日	理事会 (第 21 回)	(1) 議運部会の検討結果について (2) 政務活動費の今後の対応について
平成 28 年 12 月 22 日	協議会 (第 7 回)	(1) 検討項目の結果について
平成 29 年 1 月 20 日	理事会 (第 22 回)	(1) 政務活動費の今後の対応について (2) 副議長任期の見直しについて
平成 29 年 2 月 27 日	理事会 (第 23 回)	(1) 政務活動費の今後の対応について

開催年月日	会 議 名	議 題 等
平成 29 年 3 月 10 日	理事会 (第 24 回)	(1) 政務活動費に係る領収書等の議会ホームページでの公開の検討事項
平成 29 年 3 月 22 日	協議会 (第 8 回)	(1) 政務活動費に係る領収書等の議会ホームページでの公開について
平成 29 年 6 月 30 日	協議会 (第 9 回)	(1) 会長の互選について (2) 副会長の互選について (3) 理事の指名について
平成 29 年 7 月 21 日	理事会 (第 25 回)	(1) 議会改革推進協議会 (後期) の検討項目について
平成 29 年 8 月 17 日	理事会 (第 26 回)	(1) 検討項目の検討について
平成 29 年 8 月 29 日	協議会 (第 10 回)	(1) 後期検討項目について
平成 29 年 9 月 8 日	理事会 (第 27 回)	(1) タブレット導入等に伴う政務活動費の削減について
平成 29 年 9 月 20 日	理事会 (第 28 回)	(1) タブレット導入等に伴う政務活動費の削減について (2) 議員報酬について
平成 29 年 10 月 13 日	理事会 (第 29 回)	(1) 後期検討項目について
平成 29 年 11 月 20 日	理事会 (第 30 回)	(1) 後期検討項目について
平成 29 年 11 月 29 日	協議会 (第 11 回)	(1) 後期検討項目について
平成 30 年 1 月 15 日	議会運営協議会 (第 1 回)	(1) 後期中の検討項目 (議会運営委員会検討事項) の会派持ち帰り集約結果について
平成 30 年 2 月 15 日	理事会 (第 31 回)	(1) 後期検討項目のスケジュール案等について
平成 30 年 2 月 15 日	議会運営協議会 (第 2 回)	(1) 後期中の検討項目 (議会運営委員会検討事項) の今後の取り扱いについて
平成 30 年 2 月 27 日	理事会 (第 32 回)	(1) 後期検討項目のスケジュール案等について (2) (仮称) 広報広聴委員会の設置について

開催年月日	会 議 名	議 題 等
平成 30 年 3 月 9 日	理事会 (第 33 回)	(1) 後期検討項目のスケジュール案等について (2) 後期検討項目について
平成 30 年 3 月 13 日	協議会 (第 12 回)	(1) 後期検討項目について
平成 30 年 3 月 14 日	議会運営協議会 (第 3 回)	(1) 後期中の検討項目 (議会運営委員会検討事項) について
平成 30 年 4 月 16 日	議会運営協議会 (第 4 回)	(1) 後期中の検討項目 (議会運営委員会検討事項) の検討結果について
平成 30 年 6 月 14 日	理事会 (第 34 回)	(1) 後期検討項目の検討結果について (2) 後期検討項目について
平成 30 年 6 月 25 日	理事会 (第 35 回)	(1) 後期検討項目について
平成 30 年 7 月 20 日	協議会 (第 13 回)	(1) 後期検討項目について
平成 30 年 9 月 19 日	理事会 (第 36 回)	(1) 後期検討項目について
平成 30 年 10 月 1 日	理事会 (第 37 回)	(1) 後期検討項目について
平成 30 年 10 月 10 日	協議会 (第 14 回)	(1) 後期検討項目について
平成 30 年 11 月 16 日	理事会 (第 38 回)	(1) 政務活動費の減額について (2) 後期検討項目について
平成 30 年 11 月 29 日	協議会 (第 15 回)	(1) 政務活動費の減額について (2) 後期検討項目について
平成 31 年 2 月 20 日	理事会 (第 39 回)	(1) 議員の休業と議員報酬等の調整について
平成 31 年 2 月 27 日	理事会 (第 40 回)	(1) 議員の休業と議員報酬等の調整について
平成 31 年 3 月 12 日	理事会 (第 41 回)	(1) 議員の休業と議員報酬等の調整について (2) 第 24 期足利市議会改革大綱について

資料 2

答申次別 答申項目一覧

答申次及び 答申年月日	答 申 項 目
<p>第 1 次答申 平成 27 年 11 月 17 日</p>	<p>(1) 議場及び傍聴席のユニバーサルデザイン化の推進について (2) 傍聴席への誘導表示について (3) 一般質問のあり方について (4) 通告受付の変更について (5) タブレットの導入について (6) インターネット配信、モニター設置及び議場内音響装置の更新について</p>
<p>第 2 次答申 平成 28 年 3 月 28 日</p>	<p>(1) 会派構成は 3 人制であるから、議運の委員も 3 人をベースに決定するについて (2) 各会議（広報委員会・議会改革推進協議会理事会・議会報告会実行委員会等）の会派割振り人数の改正について (3) 政治倫理審査会について (4) 通年議会の導入について (5) 反問権の範囲見直しについて (6) 全員協議会等での発言時間の制限について</p>
<p>第 3 次答申 平成 28 年 8 月 31 日</p>	<p>(1) 予算・決算特別委員会について (2) 議会の ICT 化について (3) 政治倫理に関する条例の改正・施行規程（案）について</p>
<p>第 4 次答申 平成 28 年 9 月 26 日</p>	<p>(1) 議場での飲水について</p>
<p>第 5 次答申 平成 28 年 12 月 22 日</p>	<p>(1) 自由討議について (2) 予算・決算審査特別委員会について</p>
<p>第 6 次答申 平成 29 年 3 月 24 日</p>	<p>(1) 政務活動費に係る領収書等の議会ホームページでの公開について</p>
<p>第 7 次答申 平成 29 年 11 月 29 日</p>	<p>(1) 政務活動費の見直しについて (2) 政務活動費支出マニュアルの見直しについて (3) 常任委員会の視察について (4) 会派の構成人員を 1 人以上とすることについて (5) 正副議長の会派離脱の廃止について</p>

答申次及び 答申年月日	項 目
第 8 次答申 平成 30 年 3 月 13 日	(1) 追加の検討項目のスケジュールについて (2) 後期検討項目の結果について
第 9 次答申 平成 30 年 8 月 1 日	(1) 後期検討項目の検討結果について (2) 追加の検討項目について
第 10 次答申 平成 30 年 10 月 22 日	(1) 後期検討項目について
第 11 次答申 平成 30 年 12 月 21 日	(1) 政務活動費の減額について (2) 後期検討項目について（前期からの繰り越し）
第 12 次答申 平成 31 年 3 月 18 日	(1) 議員の休業と議員報酬等の調整について (2) 第 24 期足利市議会改革大綱について

資料 3

足利市議会改革推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 議長の諮問に応じ、行政改革・地方分権を踏まえた本市議会の改革に関する総合的な事項を協議、推進するため、「足利市議会改革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

第 2 条 協議会の委員は、議長を除く全ての議員とする。

(会長等)

第 3 条 協議に会長、副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

(理事会)

第 4 条 協議会の基本的事項を協議するため、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び会長が指名する理事若干人で組織する。

(会議)

第 5 条 会長は、協議会及び理事会を招集し、その座長となる。

2 協議会及び理事会は、それぞれ委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 理事は、理事会に出席できない場合は、代理を出席させることができる。

4 会長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員は、理事会を傍聴することができる。

(報告)

第 6 条 会長は、協議会が検討した結果について、適宜、議長に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

資料 4

足利市議会改革推進協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 足利市議会改革推進協議会設置要綱第1条の目的を達成するため、理事会に専門部会（以下「部会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 部会は、会長から依頼を受けた議会運営・機能・公開に関する事項について、専門的に調査・研究・検討し、その結果を会長に報告するものとする。

(構成)

第3条 部会は、会長の指名する委員10人をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長、副部会長各1人を置く。

2. 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

3. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

(細目)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年10月22日から施行する。

平成 27 年 11 月 17 日

足利市議会議長
黒川 貫 男 様

足利市議会改革推進協議会
会 長 柳 収 一 郎

本議会の改革について（第 1 次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

- 1 議場及び傍聴席のユニバーサルデザイン化の推進について
 - (1) 聴きやすい音響、照明の照度調整等傍聴席の整備
 - ・聴きやすい音響は、ICT部会のマイク設置の議論と合わせて協議していく。
 - ・傍聴席の整備は現状維持とする。
 - (2) 車椅子対応としてリフト設置
 - ・リフトの設置には多額の費用がかかるので現状維持とし、議場内段差の解消において議論する。
 - (3) 議場内段差の解消
 - ・段差解消のため、議場内にスロープを設置する。また、車椅子対応と合わせ、議場内に車椅子利用者の傍聴スペースを設ける。
- 2 傍聴席への誘導表示について
 - ・改善する。
地下 1 階からの来庁者のための誘導表示を設置する。
また、表示については、表示板の数を増やし、サイズを大きくする。
- 3 一般質問のあり方について
別紙のとおり
- 4 通告受付の変更について
別紙のとおり
- 5 タブレットの導入について
調査研究の結果、タブレットの導入については、当局及び議会が同時に導入することが望ましいとの結論に至り、24期後半に導入することを目途に進めていく。
- 6 インターネット配信、モニター設置及び議場内音響装置の更新について
相互に関係があるため、タブレットの導入に併せて検討する。

1 一般質問のあり方について

- (1) 質問時間は30分以内とし、答弁を含め概ね1時間以内とする。(答弁を簡潔にしてもらうよう当局に要望する。)
- (2) 会派制を採用している以上、会派に一定の配慮を行う必要があり、一般質問1日目の冒頭に会派の枠(以下会派枠という)を設ける。
- (3) 会派枠を使って質問を行う議員については会派で決めることとする。会派枠を使用する質問の内容は、代表質問的な内容とするか個人質問の内容とするかは問わない。なお、その議員は、同一会期中は個人での一般質問はできないものとする。
- (4) 会派枠については、会派に属する議員が各定例会ごとに使うことができ、一会派につき1回、年間4回まで使うことができる。
- (5) 会派枠の質問の順序は最大会派からとし、構成人数が同数である会派の質問の順序については、会派結成届の提出順とする。

2 通告受付の変更について

(1) 一般質問

- ① 一般質問を行う議員(会派枠を含む)は、招集告示日前日の午後5時までに議会事務局へ来庁の上传えるか、メール、ファックス又は電話で連絡をする。会派を構成している場合は、幹事長が会派分をまとめ、会派枠を使うかどうかを含めて連絡をする。

事前連絡がない場合は正式な通告は認めないものとするが、事前連絡をしても正式な 通告を取りやめることはできる。

- ② 議会事務局は、締め切り後、一般質問を行う議員の人数により一般質問の日程(割り振り一覧表)を作成し、招集告示日の議会運営委員会の承認を経て全議員に連絡をする。

割り振り一覧表 《例：会派枠3人、個人12人、計15人が質問を行う場合》

	午前10時～	午前11時～	午後1時～	午後2時～	午後3時15分～
1日目	会派1	会派2	会派3	個人1	個人2
2日目	個人3	個人4	個人5	個人6	個人7
3日目	個人8	個人9	個人10	個人11	個人12

※議長は、一般質問の持ち時間のうち15分以上の残が見込まれる場合を目安として、議会運営委員会正副委員長と協議のうえ、次に質問を行う議員の開始時間まで休憩とすることかどうかを決定する。なお、市民向けに予定時刻から15分程度前後する場合がある旨、周知する。

③個人質問は、通告書の受付順とする。

④通告受付は、招集告示日の午後1時から招集日（議会初日）前日の正午までとする。

※現行は招集告示日翌日の午前8時30分から招集日（議会初日）前日の午後5時まで

(2) 質疑の通告締め切り（ が変更後）

①定例会

・初日（午後2時開会）初日提案・報告し、初日採決・受理するもの

……………初日・午後1時 ⇒ 初日・正午

・2日目から4日目（午前10時開会）2日目から4日目に提案され質疑を行うもの
（質疑に合わせて一般質問終了後提案され、委員会付託されるもの等）

……………提案日の午前9時 ⇒ 提案日前日の午後5時

・最終日（午後2時開会）最終日提案・報告し、最終日採決・受理するもの

……………最終日・午後1時 ⇒ 最終日・正午

②臨時会

・1日限り（午後2時開会）当日提案・報告し、当日採決・受理するもの

……………当日・午後1時 ⇒ 当日・正午

※①、②とも全員協議会が正午までに終了していない場合は、全員協議会終了後30分以内とする。

(3) 討論の通告締め切り（ が変更後）

①最終日の議会運営について協議する議会運営委員会の開催日前日の午後5時まで

⇒ 反対討論……開催日前日・正午

賛成討論……開催日前日・午後1時

②初日提案・採決及び最終日提案・採決については、本会議開会予定時刻の1時間前まで

⇒ 反対討論……提案日・正午

賛成討論……提案日・午後1時

3 その他

上記の内容で、平成27年12月定例会及び平成28年3月定例会において試行し、改善すべき点を検証した上で、その後の定例会から本格導入することとする。

平成28年3月24日

足利市議会議長
黒川貫男様

足利市議会改革推進協議会
会長 柳収一郎

本議会の改革について（第2次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

- 1 会派構成は3人制であるから、議運の委員も3人をベースに決定するについて
議運の委員も3人をベースに決定することに変更する。
- 2 各会議（広報委員会・議会改革推進協議会理事会・議会報告会実行委員会等）の会派割振り人数の改正について
議運の委員も3人をベースに決定することに伴い、会派割振り人数についても変更する。（会派に所属しない議員については現状通り）
- 3 政治倫理審査会について
「第三者を委嘱すること」について
第三者を委嘱については、導入しない。（現状維持）
「審査会の設置方法」について
審査会の設置方法については、常設から随時設置に変更する。
「事前審査」の導入について
事前審査については、導入しない。（現状維持）
- 4 通年議会の導入について
現状維持とする。
- 5 反問権の範囲見直しについて
現状維持とする。
- 6 全員協議会等での発言時間の制限について
現状維持とする。
【付言】一度発言を終えてからの2回目の発言は控えるようにする。
簡潔明瞭に発言する。

平成28年8月31日

足利市議会議長
黒川貫男様

足利市議会改革推進協議会
会長 柳収一郎

本議会の改革について（第3次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

1 予算・決算特別委員会について

(1) 予算及び決算審査の連動性に鑑み常設の常任委員会の設置について
・常設の常任委員会は設置しない。

(2) 予算及び決算審査での当局説明のあり方について
・決算審査での当局説明のあり方については部会案がまとまったが、予算審査での説明のあり方については継続審議としたため、予算審査と決算審査をあわせて答申するものとする。

(3) 予算審査特別委員会の分科会の廃止
・継続審議とする。

(4) 決算審査特別委員会に事業仕分手法の導入
・事業仕分手法は導入しない。

2 議会のICT化について

(1) タブレットの導入について

タブレットを第24期後半となる平成29年度に導入し、合わせて当局に対しても同時に導入するよう求めることとする。ただし、当局が導入しない場合には、議会が先行して導入することとする。

なお、タブレットは公務での使用を基本とすべきものである。そこで、導入に当たっては議会費の予算を新たに追加するなど、原則として全額公費負担とすべきであり、また、以後の経費についても同様に取り扱うべきと考える。

(2) インターネット配信、モニター設置及び議場内音響装置の更新について

① インターネット配信について

インターネット配信を実施し、本会議は中継及び録画、常任委員会は録画にて配信を行うこととする。

なお、配信に当たっては、現在わたらせテレビがケーブルテレビで本会議等を放映していることから、映像を保有する同社へ委託を行うことが経費等を勘案する上でも

有効と考えるが、インターネット配信は以下に記述するモニター設置等と緊密に関係することから、配信の開始時期及び委託先等については予算編成に合わせ、総合的に検討すべきと考える。

② モニター設置及び議場内音響装置の更新について

議場内へのモニター設置及び音響装置の更新については、議場システムとして一体的に整備することとする。

なお、整備に当たっては公共施設マネジメントにおける今後の市庁舎の取り扱いも含めた総合的な判断が求められるが、現状において音響設備に不具合が発生していることも考慮し、議会運営に支障を来すことのないよう整備計画を検討する必要があると考える。

※上記は議会としての基本方針である。予算編成や庁舎管理等、当局と擦り合わせが必要な部分もあり、今後も引き続き細部について検討していく。

3 政治倫理に関する条例の改正・施行規程（案）について

別紙のとおり一部改正する。

足利市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

足利市議会議員の政治倫理に関する条例（平成14年足利市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

議長は、前条第1項の規定による有効な審査請求があったときは、速やかに足利市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に対する審査を求めなければならない。

第5条第3項に次のただし書を加える。

ただし、審査請求の対象となった議員及び審査請求を行った議員は、指名することができない。

第5条第4項を次のように改める。

4 審査会の委員の任期は、前項による指名を受けた日から第6条第4項の規定による当該審査請求の審査結果の報告の日までとする。

第6条中第1項を削り、同条第2項中「前項」を「前条第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条中「辞職手続き」を「辞職手続」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日に足利市議会議員政治倫理審査会の委員である者の任期は、改正前の足利市議会議員の政治倫理に関する条例第5条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

足利市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程の一部を改正する規程

足利市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程（平成14年足利市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条第2項」を「第6条第1項」に改める。

第6条中「第6条第5項」を「第6条第4項」に改める。

別記様式中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成28年9月26日

足利市議会議長
黒川貫男様

足利市議会改革推進協議会
会長 柳収一郎

本議会の改革について（第4次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

1 議場での飲水について

- ・気候や疾病予防に鑑み、水分補給を必要とする人には飲水を認める。

【付言】ただし、目立たないように飲水すること。

なお、平成28年第4回市議会定例会（12月議会）から実施する。

平成28年12月22日

足利市議会議長
黒川貫男様

足利市議会改革推進協議会
会長 柳収一郎

本議会の改革について（第5次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

- 1 自由討議について（別紙1）
 - ・常任委員会で導入する。
 - ・各常任委員会において試行し、その後開催される議会改革推進協議会で検証するものとする。
- 2 予算・決算審査特別委員会について（別紙2）
 - (1) 予算審査特別委員会の分科会の廃止
 - ・常任委員会単位の分科会は設置しない。（廃止する。）
 - ・平成29年3月の予算審査特別委員会において試行し、その後開催される議会改革推進協議会で検証するものとする。
 - (2) 予算及び決算審査での当局説明のあり方
 - ① 予算審査
 - ・当局説明のあり方については、議員全員で構成する予算審査特別委員会の中で歳入、歳出（款ごと）、特別会計、企業会計ごとに詳細な説明を聞いた後、それぞれ質疑を行う。
 - ・質疑時間は5分以内とする。
 - ・平成29年3月の予算審査特別委員会において試行し、その後開催される議会改革推進協議会で検証するものとする。
 - ② 決算審査
 - ・当局説明のあり方については現行どおりとする。

自由討議の運用方法について

項 目	部 会 案
討議の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会
討議の対象案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員又は市長が提出する議案
討議の導入箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会において討論の直前
討議の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の発議により、委員から自由討議を行う旨の表明があったとき、過半数の委員の賛成があった場合に開始する
当局説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在席するが発言に加わらない (発言を求める場合は、暫時休憩をする)
討議の時間・発言回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の発言は、同一の議題について2回以内とし、全体で30分以内とする

予算審査特別委員会の分科会の廃止について

【現行】H29年3月議会にあてはめた場合

月日	会議名	説明の内容	説明者	H28年予算審の 会議時間
2月20日	全員協議会 【予算内示】	当初予算概要説明	市長	
		〃 総括説明	政策推進部長	
3月14日	予算審査特別委員会 【総括質疑】	説明なし 質問時間制限（歳入・款・会計ごとに5分） 所属委員会の所管事項の質問不可		5時間17分
3月15日	予算審査特別委員会 【総括質疑】 特会・企会	〃		40分
3月16日	総務企画防災常任委員会 第1分科会	所管事項 質問時間制限なし	所管課長、主計員	分科会のみ 2時間2分
3月21日	民生環境水道常任委員会 第2分科会	〃	〃	〃 4時間28分
3月22日	教育経済建設常任委員会 第3分科会	〃	〃	〃 2時間33分
3月28日	予算審査特別委員会 【主査報告】 討論、採決 本会議最終日			

総括質疑と分科会に要した時間 15時間

【試行案】分科会を廃止する。

予算と関連した議案がある場合、総括質疑で議論をしつくされてしまうと付託先の常任委員会では議論する意味がなくなってしまうため、総括質疑の前に常任委員会を行う

月日	会議名	説明の内容	説明者	変更案
2月20日	全員協議会 【予算内示】	当初予算概要説明	市長	現行どおり
		〃 総括説明	政策推進部長	
3月14日	総務企画防災常任委員会	議案審査	所管課長	常任委員会を 予算審の前に 開催する
3月15日	民生環境水道常任委員会	〃	所管課長	
3月16日	教育経済建設常任委員会	〃	所管課長	
3月21日	予算審査特別委員会 【総括質疑】	一般会計歳入	財政課長	質問制限時間 5分
		〃 歳出（款ごと）	所管課長	
3月22日	予算審査特別委員会 【総括質疑】 討論、採決	特別会計・企業会計	所管課長	〃
3月28日	予算審査特別委員会 【主査報告】 討論、採決 本会議最終日			

平成29年3月24日

足利市議会議長
黒川貫男様

足利市議会改革推進協議会
会長 柳収一郎

本議会の改革について（第6次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

- 1 政務活動費に係る領収書等の議会ホームページでの公開について公開する。
- 2 公開する時期について
平成30年度から公開する。（準備が整い次第公開する）
- 3 公開する資料について
 - ①収支報告書
 - ②領収書（支払証明書・支払説明書を含む）
 - ③視察・研修等報告書（視察行程表・研修時資料を含む）
 - ④活動記録報告書
 - ⑤会議等開催記録報告書
- 4 公開する領収書等の年度及び掲載期間について
平成29年度分から4年間掲載する。

平成29年11月29日

足利市議会議長
渡辺 悟 様

足利市議会改革推進協議会
会長 荻原 久雄

本議会の改革について（第7次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

- 1 政務活動費の見直しについて
 - ・ 政務活動費の増額・減額については、現状維持とする。
 - ・ 使途基準（支出マニュアル）については、見直しを行う。（燃料費、通信費、備品費を除く）
 - ・ 政務活動費の後払い方式は、導入しない。
- 2 政務活動費支出マニュアルの見直しについて
 - ・ 燃料費（按分率 1/5）については、現状維持とする。
 - ・ 通信費（按分率 1/9）については、現状維持とする。
 - ・ 備品費（按分率 1/3）については、現状維持とする。
- 3 常任委員会の視察について
 - ・ 予算の増額については、増額を要望していく。
 - ※ 検討事項3点について協議の結果、「予算の増額について」に一本化された。
- 4 会派の構成人員を1人以上とすることについて
 - ・ 現状の3人以上とする。
- 5 正副議長の会派離脱の廃止について
 - ・ 現状どおり会派を離脱する。

平成30年3月13日

足利市議会議長
渡辺 悟 様

足利市議会改革推進協議会
会長 萩原久雄

本議会の改革について（第8次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

- 1 追加の検討項目のスケジュールについて
 - ・別紙のとおり

- 2 後期検討項目の結果について
 - ア 広聴活動の充実について
 - ・広報委員会と議会報告会実行委員会を合わせた広報広聴委員会を設置する。

- イ 会議録への記載事項の追加について
 - ・議案に対する各議員の表決結果（賛否）を会議録に掲載する。

後期検討項目の検討の有無及びスケジュールについて

【議会の制度・組織・構成について】

(1) 前期からの繰り越し(2項目)

No.	検 討 項 目	検討期限(案)
1	政務活動費について	平成30年12月
	使途基準の細則の見直し	
2	議員定数について	平成30年6月
	削減	
	検討	

(2) 議員からの追加提案(3項目)

N o	検 討 項 目				
1	常任委員会の4分割化 【理 由】 1委員会12名とし、一人2委員会へ所属し、より多くの意見を取り入れる。(視察については、二つのうちの一つを選ぶ、もしくは1委員会1年越し) 【提案者】 横山議員				
	理事会案	検討可否	検討しない	検討期限	・23期の途中から3委員会制としたことから、検討するのは時期尚早であると考えられる。

2	4常任委員会制への移行 【理 由】 議員定数削減により3常任委員会となっているが常任委員会でのより深い議論の必要性を感じる。議員一人が2つの委員会に所属し、定数12人の4委員会制に戻すべきである。 ※ 議員が参加する視察は1委員会のみとすれば経費はかからない。 【提案者】 斎藤副議長(公約)				
	理事会案	検討可否	検討しない	検討期限	・23期の途中から3委員会制としたことから、検討するのは時期尚早であると考えられる。

3	政策推進会議の設置 【理 由】議長選挙の際、選挙公約としたうちの「政策提案条例」の制定にあたり、こういった政策を条例化するのかを検討するための政策推進会議を設置する。 【提案者】栗原議員				
	理事会案	検討可否	検討しない	検討期限	・議案の提出は議員3人以上で提出できるため会派で対応可能であり、複雑にすべきではない。

【議会の運営・機能・公開について】

(1) 前期からの繰り越し(1項目)

No	検 討 項 目	検討期限(案)
1	危機管理体制の検討	平成30年12月

(2) 議員からの追加提案(5項目を集約)

1	議会基本条例の検証を行う 【理 由】本条例において検証が定められていることから 【提案者】杉田議員				
	理事会案	検討可否	検討する	検討期限	平成30年12月

2	議員立法ができる環境整備 【理 由】議会は立法の府の精神を持ち、提案能力を持ち得る立場にあることから中長期的な視野に立った政策提案ができる環境を整える必要がある。 【提案者】渡辺議長(諮問事項)				
	理事会案	検討可否	検討する	検討期限	平成30年12月

3	<p>「議会評価・議員評価」制度の構築及び導入並びに議会基本条例への関係条文の整備</p> <p>【理 由】民間企業において業績評価をすることは当然であり、この評価制度をまずは「議会」から導入し、次に「議員」を自己評価し、発展的には市民評価をいただけるまでの制度として設計し随時導入する。</p> <p>【提案者】栗原議員</p>				
理事会案	検討可否	検討しない	検討期限		<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業と同様に評価することは困難である ・議員等への評価は市民が選挙により示すことから

4	<p>議会外人事である各種委員への就任の見直し</p> <p>【理 由】各種委員への就任については、関係条例、当該団体の規約・規則等により就任しているが、会議によっては年間一回程度の開催しかなく、議員の就任の必要性に疑問があるものも見受けられることから、この際、必要性について見直す。</p> <p>【提案者】栗原議員</p>				
理事会案	検討可否	検討する	検討期限	平成30年12月	

5	<p>市議会選出の各種委員の就任時期について</p> <p>【理 由】行政の事業年度は、4月から翌年3月までとなっており、各種委員の就任時期及び任期もこれらを基準とした委嘱がされている。しかし、議会選出の各種委員は、市議会の都合で特例を除き、6月 就任が一般的となっている。そこで、行政、民間、議会との連携を考慮し、就任時期を4月に合わせるべきと考える。</p> <p>【提案者】柳議員</p>				
理事会案	検討可否	検討する	検討期限	平成30年12月	

【その他（政治倫理、事務効率化、事務局等）】

（１）前期からの繰り越し（３項目）

No.	検 討 項 目	検討期限（案）
1	市民による議会の開催について	平成 30 年 12 月
	小学生議会、中学生議会、高校生議会の開催 政治意識の醸成	
	障がい者議会の開催による障がい者福祉の向上	
	女性議会の開催による地方議会への関心を高め女性立候補者確保を図る	
2	後援会連絡所看板の撤去について（景観）	平成 30 年 12 月
3	議場内コンサートについて	平成 30 年 2 月実施

（２）議員からの追加提案（４項目）

1	議会報告会の公務化 【理 由】議会報告会において議員派遣等を利用し、公務と位置づける。 公務となれば、事務局の随行が可能となり、議会報告会開催時に事務局職員に何らかの事故等 が起きた場合でも公務災害となるため。 【提案者】大谷議員				
	理事会案	検討可否	検討する	検討期限	平成 30 年 6 月

2	議会側に議会事務局の人事権を明確に与える 【理 由】二元代表制でありながら現実的には市長部局人事が優先になり、議会事務局が弱体化されてしま う傾向がある。二元代表制を確立するには市長部局と同様に権限を委譲し、議会事務局の機能強 化を はかることが必要。 【提案者】小林（貴）議員				
	理事会案	検討可否	検討する	検討期限	平成 30 年 9 月

3	議会図書室のあり方検討 【理 由】 議員の知的拠点施設として議会図書室は設置されているはずであるが、その機能が十分に発揮されていないことから、①蔵書、資料収集の充実 ②市立図書館との連携 ③議員への積極的 情報提供 ④リファレンス機能の充実 等を図り議員活動及び議会活動を活性化させる。 【提案者】 栗原議員				
	理事会案	検討可否	検討する	検討期限	平成30年 9月

4	会議録への記載事項の追加 【理 由】 議案に対する議員の表決については、すでに議会だよりへは記載されているところだが、公式記 録で ある会議録へも賛否の議員名を掲載させる。 【提案者】 栗原議員				
	理事会案	検討可否	検討する	検討期限	平成30年 3月 ・ 3月議会分から掲載する

平成30年8月1日

足利市議会議長
渡辺 悟 様

足利市議会改革推進協議会
会長 荻原久雄

本議会の改革について（第9次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

- 1 後期検討項目の検討結果について
 - ・別紙のとおり
- 2 追加の検討項目について
 - ア 議員定数について
 - ・現状どおりとする。
 - イ 議会報告会の公務化について
 - ・会議規則第91条の規定により議員派遣の手続きを行うこととする。ただし、第1項の但し書きによる手続きを行い、次の議会で報告することとする。
 - ウ 政務活動における使途基準の見直し(電気自動車の燃料費相当)について
 - ・電気自動車の燃料費相当について、店舗等で急速充電器を利用した場合と家庭用電源を利用した場合の充電を認める。(按分についてはガソリン車と同様の1/5とする。)

議会改革に向けた後期検討結果について

【議会の運営・機能・公開について】

(1) 前期からの繰り越し(1項目)

委員長報告の見直し(所管事務調査事項及び行政視察等についても報告する)

内 容

・現状維持とする。

ただし、本会議初日冒頭に行われる事務局長の諸般の報告の中で、常任委員会の視察内容について報告することとする。

(2) 議員からの追加提案(7項目)

1 通告期限・通告受付期間について

- ・一般質問の事前連絡については、日程にもう少し余裕があってもよいのではないか。
- ・通告書の提出した順番に、一般質問の登壇枠を選べるようにしてはどうか。
- ・議運部会で一般質問のあり方を検討し、会派枠以外の質問順序は、通告順に選択できることを前提にして事前連絡を導入するよう答申した。しかし、その後の議会運営委員会において、質問順序の選択は導入せず、事前連絡のみ導入するとの結論に至った。質問順序を選択できないのであれば、事前連絡の必要性もないと考えるため、再度検討願う。

内 容

・改正するものとする。

一般質問の個人枠については、通告書を提出した順に登壇枠を選択できるものとする。

2 一般質問持ち時間のあり方について

- ・会派所属の議員、無会派の議員がいるが、人数に合わせた時間配分や質問議員の人数を制限するべきである。
- ・議員の最も大切な発言の場であるので、慎重に検討するべきではあるが、過度の質問の取り扱いや、会派の持ち時間、個人の持ち時間等の質問時間について検討する必要がある。
- ・会派の持ち時間と議員1人の年間持ち時間制を取り入れる。
- ・副議長公約(会派持ち時間制)

内 容

・継続審査とする。

継続して研究し、25期以降に再度検討することとする。

3 平日夜間土日議会の開催の検討

- ・現状では、平日の日中に議会が開催されており、限られた方しか傍聴できない。市民にわかりやすく開かれた議会、親しみやすい議会に近づくためには、1年のうち1度は土日、もしくは平日の夜間に議会を開催してもよいのではないか。傍聴だけではなく、市民自らが議会に積極的に参加するという意識啓発につながると考える。

内 容

・継続審査とする。

平日夜間又は土日に本会議を開催した場合の費用対効果の問題や庁舎全体のセキュリティー対策も必要となることから、それらの課題を踏まえて検討することとするが、まずはインターネット配信の導入を進め、市民の反応を分析していく。

4 全員協議会、常任委員会での発言時間の制限について

・予算、決算審査特別委員会と同様に発言時間を制限すべきと考える。	
内 容	・ <u>改正するものとする。</u> 全員協議会及び常任委員会での質問時間は1人5分以内（答弁時間を含まない。）とし、連続して行うものとする。

5 予算・決算審査特別委員会、一般質問について

・予算審査特別委員会の分科会を継続する。決算審査特別委員会は現状維持。一般質問と質疑は別にし、時間短縮はしないこと。十分な議論の時間を保証することが議会制民主主義であると考え。	
内 容	・ <u>現状維持とする。</u> 予算審査特別委員会については議会改革推進協議会において議論し、平成29年12月14日に開催した議会運営委員会にて正式な運用が決定したため検討を要しない。決算審査特別委員会、一般質問については現状維持。

6 正副議長選挙の日程変更

・6月定例会初日に正副議長選挙を行っているが、6月議会を招集した議長がすぐに辞任するのは不自然であり、手続き上の不都合も多いため、最終日に選挙するよう検討いただきたい。	
内 容	・ <u>改正するものとする。</u> 市議選後は5月に臨時会を開いて正副議長選挙を行う。2年後の改選時は市長選挙後に臨時会を開いて正副議長選挙を行うこととする。

7 正副議長の所信表明に対する質疑の廃止

・議長の役目は議会運営を円滑に進めることであり、議長の信条で議会運営を変更できるものではない。ありきたりの質疑を行っても時間の無駄となるため、廃止すべきである。	
内 容	・ <u>現状維持とする。</u>

【その他（政治倫理、事務効率化、事務局等）】

（1）前期からの繰り越し（1項目）

1 議員の休業の取り扱いについて

内 容	・ <u>継続審査とする。</u> 疾病や介護、育児等を理由に休業した場合の議員報酬の取り扱いについてルールが定まっていないため、必要なルールづくりを進められたい。
-----	---

（2）議員からの追加提案（2項目）

1 議員の休業の取り扱いについて

・本議会等を欠席する理由として入院や療養なども含めるべきではないか。また、議場では欠席議員数のみ報告するか、現状のままであれば途中帰宅した議員についても退出した時点で議員名を報告するなど、欠席について報告する内容を検討してはどうか。	
内 容	・ <u>改正するものとする。</u> 体調不良などやむを得ない理由で急きょ早退する場合は標柱を倒して退席することとし、議長は当該議員の早退を宣告する。標柱が立っている場合は、一時的な離席として取り扱う。

2 議場での飲水について

・現在、水の持ち込み可ではあるが、持ち込む議員はいない。また、持ち込みが可能なのはペットボトルのみであり、普段水筒を持参している者にとっては持ち込みにくい。足利の水(費用自己負担)やコップを用意しておき、希望者が自分で持ち込むなど検討いただきたい。答弁する当局も喉を潤せるため、持ち込んで当たり前だという雰囲気が必要かと考える。

内 容

・改正するものとする。
議場への水筒の持ち込みを可能とする。執行部については執行部側の判断とする。

平成 30 (2018) 年 10 月 22 日

足利市議会議長
渡 辺 悟 様

足利市議会改革推進協議会
会 長 荻 原 久 雄

本議会の改革について (第 10 次答申)

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

1 後期検討項目について

- (1) 「議会外人事である各種委員への就任の見直し」について
別紙資料のとおり
- (2) 「市議会選出の各種委員の就任時期」について
現状のとおり条例等で定められた時期とする。
- (3) 「後援会連絡所看板の撤去」について
現状のとおりとする。
- (4) 「議会側に議会事務局の人事権を明確に与える」について
現状のとおりとする。
- (5) 「議会図書室のあり方検討」について
検討する。(検討方法は理事会に一任)

議会選出に係る各種委員等委員への就任の見直し										
NO	役職名	根拠規定	資格	委嘱等 手続	規約内 任期	年間活動 状況(H29)	委員長等 役職就任 状況	総 人数	議 員 数	答 申
						会議等 開催数 (視察回数)				
1	表彰審査委員会 委員	条例	市議会 議員	市長委嘱	議員在任 期間	1回(会議)	×	5	3	1人減⇒2人 正副議長の あて職とする
2	人権推進審議会 委員	条例	市議会 議員	市長委嘱	2年 30.6.1～	1回(会議)	×	15	1	現状維持
3	隣保館運営審議会 委員	条例	市議会 議員	市長委嘱	2年 29.11.1～	2回(会議)	委員長	13	1	現状維持
4	民生委員推薦会 委員	民生 委員法	市議会 議員	市長委嘱	3年 28.10.1～	0回	×	14	2	1人減⇒1人
5	国民健康保険運営 協議会委員	条例	公益 代表	市長委嘱	2年 29.7.4～	3回(会議) (研修1回)	委員長	20	4	1人減⇒3人
6	市民の消費生活を まもる委員会委員	条例	学識 経験者	市長委嘱	2年 29.6.23～	1回(会議)	×	8	1	現状維持
7	社会教育委員	条例	学識 経験者	教育委員会 委嘱	2年 30.7.1～	3回(会議) (希望研修 有)	×	15	1	現状維持
8	青少年問題協議会 委員	条例	市議会 議員	市長任命	議員在任 期間	2回(会議)	×	29	3	1人減⇒2人
9	スポーツ推進審議会 委員	条例	学識経 験者	教育委員会 委嘱	2年 29.7.1～	1回(会議)	×	13	2	現状維持
10	中小企業対策審議会 委員	条例	市議会 議員	市長委嘱	2年 30.4.1	1回(会議)	×	14	2	現状維持
11	景観委員会委員	条例	市民	市長委嘱	2年 28.10.1～	2回(会議) (視察2年1回)	×	14	3	1人減⇒2人
12	防災会議委員	条例	学識 経験者	市長委嘱	2年 29.6.1～	1回(会議)	×	40	2	現状維持
13	国民保護協議会 委員	国民保 護法	知識 及び 経験者	市長任命	2年 30.6.1～	1回(会議)	×	40	2	現状維持
14	足利市子ども・子育て 会議委員	条例	学識 経験者	市長委嘱	2年 29.11.27～	3回(会議)	×	15	1	現状維持
15	健康づくり推進協議会 委員	要綱	市議会 議員	市長委嘱	議員在任 期間		副 委員長	21	1	現状維持
16	農業振興推進協議会 委員	協議会 規約	市議会 議員	市長委嘱		2回(会議)	×	11	1	現状維持
17	農業再生協議会 委員	協議会 規約	学識経 験者	市長委嘱		2回(会議)	×	35	1	現状維持
18	林業振興推進協議会 委員	要領	学識 経験者	市長委嘱	3年 28.4.1	0回	×	11	1	1人減⇒0人

平成30年9月25日現在

議会選出に係る各種委員等委員への就任の見直し

NO	役職名	根拠規定	資格	委嘱等 手続	規約内 任期	年間活動 状況(H29)	委員長等 役職就任 状況	総 人数	議 員 数	答 申
						会議等 開催数 (視察回数)				
19	姉妹都市委員会委員	会則	市議会 議員	市長委嘱	2年 29.7.1～	1回 (総会)	副会長	17	3	現状維持
20	防犯協会役員	協会 規約		あて職	議員在任 期間				2	現状維持
21	社会福祉法人 社会福祉協議会 評議員	定款	全員 (趣旨 賛同協 力者)	評議員選 任・解任委 員会で選任 し、理事長 (会長)委嘱	2年 (個々)	4回(会議 3、総会1)	×	26	1	現状維持
計									38	

平成30(2018)年12月21日

足利市議会議長
渡辺 悟 様

足利市議会改革推進協議会
会長 萩原 久雄

本議会の改革について(第11次答申)

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

- 1 政務活動費の減額について
政務活動費を現在の月額6万円から1万円減額し、5万円とする。
- 2 後期検討項目について(前期からの繰り越し)
 - (1) 市民による議会の開催について
今期は開催しない。
 - (2) 議員立法ができる環境整備について
次期申し送りとする。

平成 31（2019）年 3 月 18 日

足利市議会議長
渡 辺 悟 様

足利市議会改革推進協議会
会 長 荻 原 久 雄

本議会の改革について（第 12 次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

議員の休業と議員報酬等の調整について
次期申し送りとする。

前期までの議会改革の経過

(1) 第19期市議会（平成7年5月～11年4月）

国における地方分権の推進や本市の第二次行政改革に呼応して、市民の負託に的確に応える、責任ある議会の確立に向けて、自主的、主体的に議会改革に取り組むため、平成10年6月、議長の諮問機関として「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会（通称：全体会、議長を除く31人）

- ・理事会（10人）
- ・専門部会（第1～第4部会 全議員がいずれかに所属）

イ 会議開催回数

・協議会：6回 ・理事会：9回 ・専門部会：21回（4部会）

ウ 答申時期

平成10年11月

エ 改革事項数

23項目

オ 主な改革項目

- ・議員の委員兼務報酬の廃止
- ・委員会の公開化（傍聴）
- ・常任委員の任期2年制化
- ・議会運営委員会視察の原則廃止
- ・海外視察の凍結

(2) 第20期市議会（平成11年5月～15年4月）

平成11年5月に新たな市議会が構成される中で、同年7月には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる地方分権一括法が成立し、翌12年4月に施行された。本格的な分権社会が到来し、地方議会の機能強化が求められ、議会の権限と責任は、より一層重くなってきた。

そこで、議会の機能強化や公開性の向上を狙いとした議会改革を推進するため、平成13年8月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会（議長を除く議員 31 人）

- ・理事会（7 人）
- ・専門部会（10 人）

イ 会議開催回数

・協議会：11 回 ・理事会：23 回 ・専門部会：1 回

ウ 答申時期

第1次：平成13年12月 第2次：平成14年 3月
第3次：平成14年 8月 第4次：平成14年12月

エ 改革事項数

23 項目

オ 主な改革項目

- ・議員定数の削減（32 人⇒30 人）
- ・政務調査費の交付に関する条例の制定
- ・政務調査費の交付対象を会派から議員個人へ変更
- ・議員の政治倫理に関する条例の制定
- ・全ての本会議のケーブルテレビ実況・録画放映の実施
- ・議会ホームページの開設
- ・議会交際費の閲覧制度の実施
- ・海外視察の凍結

(3) 第21期市議会（平成15年5月～19年4月）

平成15年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会（議長を除く議員 29 人）

- ・理事会（8 人）
- ・専門部会（7 人）

イ 会議開催回数

・協議会：11 回 ・理事会：40 回 ・専門部会：6 回

ウ 答申時期

- ・第1次：平成15年 9月
 - ・第2次：平成16年 2月
 - ・第3次：平成16年 6月
 - ・第4次：平成17年 1月
 - ・第5次：平成17年 5月
 - ・第6次：平成17年10月
 - ・第7次：平成18年 1月
 - ・第8次：平成18年 5月
- (協議会提案 平成18年10月)

エ 改革事項数

20項目

オ 主な改革項目

- ・議員定数の削減(30人⇒28人)
- ・政務調査費収支報告書への領収書等の添付並びに同収支状況のホームページ掲載及び同収支報告書の閲覧
- ・政務調査費マニュアルの策定
- ・足利市議会議員選挙の申し合わせ決議
- ・団体の長を辞任することの申し合わせ
- ・議会交際費の議会ホームページ掲載
- ・常任委員会のケーブルテレビ録画放映の実施
- ・一般質問における「対面による一問一答方式」の導入

(4) 第22期市議会(平成19年5月～23年4月)

平成19年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会(通称：全体会、議長を除く27人)

- ・理事会(5人)
- ・専門部会(7人)

イ 会議開催回数

- ・協議会：15回
- ・理事会：28回
- ・専門部会：3回

ウ 答申時期

- ・第1次：平成20年 1月
- ・第2次：平成20年 1月
- ・第3次：平成20年 2月
- ・第4次：平成20年 6月
- ・第5次：平成20年 7月
- ・第6次：平成22年 3月

- ・第7次：平成22年 3月
 - ・第8次：平成22年 5月
 - ・第9次：平成22年10月
- (協議会提案 平成22年10月)

エ 改革事項数

18項目

オ 主な改革項目

- ・議員定数の削減 (28人⇒24人)
- ・政務調査費の減額 (84万⇒72万)
- ・政務調査費マニュアルの見直し
- ・足利市議会議員選挙の申し合わせ決議
- ・市議会だより編集委員会を広報委員会に改組
- ・委員会視察報告書の議会ホームページ掲載
- ・会派の構成議員数の見直し
- ・ファクシミリ貸与制度の見直し

(4) 第23期市議会 (平成23年5月～27年4月)

平成23年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会 (議長を除く議員23人)

- ・理事会 (6人)
- ・専門部会 (6人)

イ 会議開催回数

- ・協議会：20回
- ・理事会：54回
- ・専門部会：16回

ウ 答申時期

- ・第1次：平成24年 5月
 - ・第2次：平成24年12月
 - ・第3次：平成25年 2月
 - ・第4次：平成25年 2月
 - ・第5次：平成25年 2月
 - ・第6次：平成25年 3月
 - ・第7次：平成25年 5月
 - ・第8次：平成25年 8月
 - ・第9次：平成25年 9月
 - ・第10次：平成25年10月
 - ・第11次：平成26年 3月
 - ・第12次：平成26年 3月
 - ・第13次：平成27年 3月
- (協議会提案 平成27年3月)

エ 改革事項数

18項目

オ 主な改革項目

- ・ 議員定数の削減（現状維持）
- ・ 議員報酬の削減（50万⇒49万8千）
- ・ 政務活動費マニュアルの見直し（ガソリン按分率 1/9⇒1/5）
- ・ 足利市議会議員選挙の申し合わせ決議
- ・ 議会報告会・意見交換会の実施
- ・ 常任委員会の見直し（委員会数 4⇒3、1日1委員会の開催）
- ・ 正副議長選挙への所信表明導入（立候補制）
- ・ 副議長任期2年制の導入